

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	議会事務局
委託業務番号	令和5年度 長議第160号
委託業務名称	長浜市議会議場・委員会室音響設備等改修業務
委託業務場所	長浜市八幡東町632番地
業務の概要	議会中継を安定させるとともに、議会の映像や音声を鮮明に記録することで、議会の透明性を確保するため、議場及び委員会室の音響設備等の全面的な改修と保守・運用を適切な業者に委託する。 委託業務内容は以下のとおり。 (1) 設備改修に係る作業 議場・委員会室の音響設備、映像記録設備及び映像配信設備等の改修、運用テスト、マニュアル作成及び操作研修 (2) 保守(サポート窓口の設置含む)
履行期間	契約日の翌日 から 令和7年3月19日まで
契約年月日	令和6年1月31日
契約額(税込)	52,800,000円
契約の相手方	[所在地又は住所] 長浜市宮司町76番地7 [商号又は名称] 朝日電気工業株式会社 滋賀営業所
契約相手方の選定理由	長浜市議会議場・委員会室音響設備等改修業務委託プロポーザル選定委員会及び長浜市委託業務等契約審査委員会において審査した結果、下記の事業者が契約候補者として適当であると認められたため
根拠規定	<p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃貸)</p> <p>(1) 借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>